

# さいたま市バスケットボール協会規約

(名称及び事務所)

第1条 本協会は、さいたま市バスケットボール協会(Saitama City Basketball Association.略称 S.C.B.B.A)と称し、事務所を会長指定の場所におく。

(目的)

第2条 本協会は、バスケットボールの普及発展と技術の向上を図ると共に、会員相互の親睦を深め、明るい社会の建設に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本協会は、さいたま市内の在住・在学・在勤者で組織され、本協会に加盟したチームで構成する。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大会の開催
- (2) 審判講習会ならびに技術講習会
- (3) その他目的達成に必要な事項

(専門委員会の設置)

第5条 本協会は、前条の事業を円滑に遂行するために専門委員会をおくことができる。

(役員)

第6条 本協会に次の役員をおく。

- |           |        |
|-----------|--------|
| (1) 会 長   | 1 名    |
| (2) 副 会 長 | 3 名以内  |
| (3) 理 事 長 | 1 名    |
| (4) 副理事長  | 若干名    |
| (5) 常任理事  | 若干名    |
| (6) 理 事   | 30 名以内 |
| (7) 幹 事   | 3 名以内  |
| (8) 監 事   | 2 名    |

(役員を選出)

第7条 会長・副会長は理事の互選により選出し、総会において承認を得るものとする。

- 2 理事長ならびに副理事長は、理事の互選による。
- 3 常任理事は、各専門委員会の委員長と理事の互選による。
- 4 理事は、加盟チームの代表者の中から若干名及び学識経験者若干名をもって充てる。
- 5 幹事は、会長が委嘱する。
- 6 監事は理事会で推薦し、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本協会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、本協会の業務を処理する。

- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 幹事は、本協会の庶務及び経理を処理する。
- 6 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問等)

第10条 会長は、理事会に諮って名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。

(会議)

第11条 本協会の会議は、総会、常任理事会、理事会とする。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は理事の三分の一以上の要請があったときは臨時にこれを開催することができる。

- 3 総会は、次の事項を行う。

- (1) 役員承認
- (2) 事業報告及び決算承認
- (3) 事業計画及び予算承認
- (4) 規約改廃
- (5) その他重要な事項

- 4 常任理事会は、必要に応じ開催する。

- 5 理事会は、会の運営ならびに重要事項について審議し処理する。

- 6 会議は、会長が招集し議長となる。

(議決)

第12条 本協会の議決は、全て出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決める。

(経費)

第13条 本協会の経費は、加盟料・大会参加料・助成金・その他の収入をもって充てる。

(加盟料及び大会参加料)

第14条 加盟料及び大会参加料については、別にこれを定める。

(会計年度)

第15条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(雑則)

第16条 本協会の運営に関し、必要な細則は理事会で定める。

(事務局)

第17条 本協会の事務を処理するため事務局員を置くことができる。

(附則)

- 1 この規約は、平成13年12月15日より施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の前日までに、合併前の各連盟規約の規定によりなされた措置は、この規約の相当規定によりなされたものとみなす。